

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市地域保健福祉計画及びあきる野市次世代育成支援行動計画

募 集 期 間：平成２２年２月１５日（月）～平成２２年３月１日（月）

意見等提出件数：あきる野市地域保健福祉計画 ０件

あきる野市次世代育成支援行動計画 ５件（提出者１名）

あきる野市次世代育成支援行動計画に対する意見募集にご意見ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の要旨と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

項 目	意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
「子ども手当」に関すること。	「子ども手当」について、国の動向として計画の中に記載すべきである。	○ 計画の中の国・都・市の動向については、既に決定している事項、現在その目標・方向性が示されていることを記載していますので、今回の計画の中には記載しておりません。 しかし、今後、「子ども手当」の創設も確定的であるため、第４章第３節１（１）に記載してあります事業、「児童手当の支給」の平成２６年までの目標・方向性の欄に「平成２２年度から、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、児童手当に代わり、子ども手当を創設し、支給額の増額及び対象を中学生修了前（１５歳到達後の最初の３月３１日まで）の生徒に拡大する予定」と追加記載をしました。

	・ 「子ども手当」が子どものために正しく使われるような施策を検討していただきたい。 ・ 「子ども手当」の創設が確定した場合には手当での支給を踏まえた計画とするべきと思われるため、見直しが必要か検討すべきである。	○ 「子ども手当」は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給される予定です。 「子ども手当」は、児童手当同様、子どものために支給されるもので、国としても本来の趣旨に沿った使い方をするよう周知を図っていく旨を明言しています。 市としても同様に、色々な機会を通じ、周知していく考えです。 なお、子どものためにもまずは、「家庭における生活の安定」が優先されるため、生活費として利用されることは問題ないと考えています。 ○ 「子ども手当」は、各家庭で、子どものために使っていただくものですから、市としては、「子ども手当」の創設に伴って新たな施策や事業を展開することは現時点では、考えていません。 「子ども手当」に限らず計画の内容につきましては、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。 この計画は、「子育て・子育て」を支援するための一つの指針として、今後の国や都の動向等を踏まえ、計画の主旨に則り、適切に実行していきたいと考えています。
--	--	--

「低所得世帯の子どもの教育」に関する支援策に関すること。	・ 家庭の「経済的な格差」が「学力格差」を生んでいるとある調査結果も出ています。低所得世帯への教育に関する支援策を検討していただきたい。	○ ご意見のとおり、世帯の年収により、家庭での子どもの教育費に格差があるということが、テレビや新聞等でも報じられています。 また、経済状況も不安定であり、子育てに不安を感じている親も多くなってきています。 市では、低所得世帯への支援策として、親の自立・就業支援に向けての相談体制や各種手当の支給、貸付等も行っております。 また、教育委員会の就学援助費支給制度により、経済的理由で、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品等を支給しております。 就学援助費支給制度につきましては、第4章第2節3（2）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備の中の取り組みの欄に「経済的理由により学用品費の購入が困難な世帯に対して、市が援助を行うことにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。」と追加記載をしました。 また、第3節3（2）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備の中に事業として「就学援助費支給制度」を追加し、現状の欄に「経済的理由により学用品等の購入が困難な世帯に対して、市が援助を行うことにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。」 支給金額 小学校 34,851,811 円
-------------------------------------	--	---

		中学校 30,686,258 円」と追加記載をし、平成 26 年度までの目標・方向性の欄に「継続実施します。」と追加記載しました。
「せせらぎ教室」に関すること。	・ 「教育相談事業」の中の「せせらぎ教室」の平成 26 年度までの目標・方向性として在籍者数を減少させることが挙げられていますが、減らさなければならないのは、本来の学校にも「せせらぎ教室」にも通っていない「真の不登校」ではないでしょうか？	○ 適応指導教室「せせらぎ教室」は、様々な理由で学校に不適應を起こしている児童・生徒に対して、学校へ戻るためのお手伝いをする公的な教室です。 不登校については、児童・生徒の保護者及び在籍校が連携を図り、当該児童・生徒の状況に即して「せせらぎ教室」を登校支援策の一つとして、最大限活用する中で、入室している児童・生徒を減少させることを目指しています。 そこで、第 4 章第 3 節 3（2）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備に記載してあります教育相談事業の現状の欄、「せせらぎ教室」の平成 26 年度までの目標・方向性の記載内容を「不登校児童・生徒の保護者と在籍校が連携を図り、適応指導教室の機能を最大限に活用します。」と修正しました。